

奈良県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第百九号

奈良県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の施行期日を定める規則

奈良県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十六年十月奈良県条例第二十五号）の施行期日は、平成二十七年四月一日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。